

## 事前評価調書

I 事業概要						
事業名	下水道事業（都道府県代行事業）					
地区名	田口処理区					
事業箇所	北設楽郡設楽町					
事業のあらまし	【事業概要】					
	区分		公共下水道 設楽町		備考	
	計画概要（全体計画）					
	処理区域面積(ha)		81.5			
	計画汚水量(m <sup>3</sup> /日)		690			
	計画処理人口(人)		1,000			
	事業採択年度（予定）		H27			
	根拠法令		下水道法、過疎地域自立促進特別措置法 水源地域対策特別措置法			
その他						
<p>本事業は北設楽郡設楽町田口地区を対象とした公共下水道事業である。</p> <p>本町は一級河川豊川の上流に位置し、一部は天竜奥三河国定公園にも指定されており、自然豊かな町である。本地区は設楽町民の約4割が生活を営んでおり事業所や商店、官公庁施設が集約しているが汚水処理方法としては未だ単独浄化槽や汲み取りが主流であり、生活雑排水は未処理のまま放流されている。加えて、本地区ではダム事業が予定されており、ダムの集水域内にあるため、汚水処理をすすめる必要がある。同事業は、平成21年3月水源地域対策特別措置法に基づく設楽ダムの水源地域整備計画に位置づけている。</p> <p>平成27年度に下水道法事業計画を策定し、平成28年度から順次整備を進めていく予定である。なお、本事業は過疎地域自立促進特別措置法に基づく都道府県代行制度に位置付け、県が幹線管渠及び処理場、設楽町がその他管渠を整備する予定である。</p>						
事業目標	【達成（主要）目標】 本事業の実施により生活排水等を適正に処理し、公共下水道計画区域内の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る。					
事業費	事業費		内訳			
	27.8億円		■工事費27.3億円（15.0億円）、■用補費0.5億円 □その他 億円 ( ) 内：県代行事業費			
事業期間	採択予定年度	平成27年度	着工予定年度	平成28年度	完成予定年度	平成35年度 (平成32年度) ( )内：県代行事業
事業内容	【県代行事業】 処理場 管理棟、水処理施設、汚泥処理施設等一式 幹線管渠 L = 1,782m 【町事業】 その他管渠 L = 16,244m					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	田口地区は、公共施設や学校、事業所等が集まった町の中心地区であるが、地区内の生活雑排水は未処理のまま各家庭等から放流されており、悪臭の発生など住民生活に支障をきたしている。また、水路の清掃などの維持管理に多大な労力を費やしている現状である。 さらに、本地区は豊川の最上流部に位置し、上水道の水源でもあることから汚水処理を行う責務がある。				

判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																																								
	【理由】	田口地区の生活環境の改善と公共用水域の水質保全を将来にわたり確保するため、事業実施の必要がある。																																																								
1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）	【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>事前評価時 (基準年：H27)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">費用 (百万円/年)</td> <td>年当たり建設費</td> <td>159.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年当たり維持管理費</td> <td>32.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年当たり用地費</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(C)</td> <td>193.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">効果 (百万円/年)</td> <td>年当たり便益</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(生活環境の改善効果)</td> <td>95.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(居住環境の改善効果)</td> <td>95.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(公共用水域の水質保全効果)</td> <td>23.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(B)</td> <td>214.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">(参考)算定要因</td> <td>算定対象期間</td> <td>平成28年度～ 平成35年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">周辺環境の改善 (水路覆蓋化)</td> <td>対象水路 道路側溝及び 水路1m～2m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>覆蓋 単価：5～30万円/m 耐用年数：50年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>居住環境の改善 (浄化槽の設置)</td> <td>浄化槽 単価：30万円/基 耐用年数：26年</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公共用水域の水質保全</td> <td>田口処理区世帯数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>435世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三河湾流域に対する 支払い意思額 海域保全効果 27,180円/年/世帯 河川保全効果 25,845円/年/世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">費用対効果分析結果(B/C)</td> <td>1.11</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分		事前評価時 (基準年：H27)	備考	費用 (百万円/年)	年当たり建設費	159.1		年当たり維持管理費	32.0		年当たり用地費	2.0		合計(C)	193.1		効果 (百万円/年)	年当たり便益			(生活環境の改善効果)	95.9		(居住環境の改善効果)	95.5		(公共用水域の水質保全効果)	23.1		合計(B)	214.5		(参考)算定要因	算定対象期間	平成28年度～ 平成35年度		周辺環境の改善 (水路覆蓋化)	対象水路 道路側溝及び 水路1m～2m		覆蓋 単価：5～30万円/m 耐用年数：50年		居住環境の改善 (浄化槽の設置)	浄化槽 単価：30万円/基 耐用年数：26年		公共用水域の水質保全	田口処理区世帯数		435世帯		三河湾流域に対する 支払い意思額 海域保全効果 27,180円/年/世帯 河川保全効果 25,845円/年/世帯		費用対効果分析結果(B/C)		1.11
区分		事前評価時 (基準年：H27)	備考																																																							
費用 (百万円/年)	年当たり建設費	159.1																																																								
	年当たり維持管理費	32.0																																																								
	年当たり用地費	2.0																																																								
	合計(C)	193.1																																																								
効果 (百万円/年)	年当たり便益																																																									
	(生活環境の改善効果)	95.9																																																								
	(居住環境の改善効果)	95.5																																																								
	(公共用水域の水質保全効果)	23.1																																																								
	合計(B)	214.5																																																								
(参考)算定要因	算定対象期間	平成28年度～ 平成35年度																																																								
	周辺環境の改善 (水路覆蓋化)	対象水路 道路側溝及び 水路1m～2m																																																								
		覆蓋 単価：5～30万円/m 耐用年数：50年																																																								
	居住環境の改善 (浄化槽の設置)	浄化槽 単価：30万円/基 耐用年数：26年																																																								
	公共用水域の水質保全	田口処理区世帯数																																																								
		435世帯																																																								
		三河湾流域に対する 支払い意思額 海域保全効果 27,180円/年/世帯 河川保全効果 25,845円/年/世帯																																																								
	費用対効果分析結果(B/C)		1.11																																																							
	2) 貨幣価値化困難な効果	<p>貨幣価値化困難な効果には次のものがある。</p> <p>①レジャー振興等（公共用水域の水質保全：下水道事業で解消されるべき費用等） ②処理水の有効利用及び将来利用潜在性の向上（その他：新たに発生する便益額） ③地域活性化、過疎化抑制（その他：新たに発生する便益額） ④地域イメージアップによる人口及び観光客の増加（その他：新たに発生する便益額）</p>																																																								
	②事業の効果	<p>【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】</p> <p>「下水道事業における費用対効果分析マニュアル（案）平成18年11月」に準拠し、「簡易比較法」による費用対効果分析を行う。</p> <p>分析については、県施工部分と設楽町施工部分とを一体的に評価した。</p>																																																								

判定	A	A：十分な事業効果が期待できる。 B：十分な事業効果が期待できない。						
	【理由】 費用対効果分析結果から、B/Cは1.0を超えており、事業効果の発現が期待できる。							
③事業の実効性	1) 事業計画	事業計画及び実績						
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～35
	工種	用地補償	←→					
		調査・設計（枝線）	←→	→			←→	
		調査・設計（幹線、処理場）	←→	→				
		工事						
		・管きょ工（枝線）			←→	→		
		・管きょ工（幹線）			←→	→		
		・処理場			←→	→		
		事業費（億円）		22.8				5.0
2) 地元の合意形成	平成26年9月の町議会において、下水道事業概要及び地元説明会実施について説明し、平成26年10月、11月に地元説明会を実施し、概ね了解を得られた。また、平成27年2月に町議会に説明を行い、下水道事業を進める了解を得た。							
3) 環境への影響	処理場の建設予定地は家屋が集中している区域から離れた場所を選定し、臭気対策を行う事で住民の居住環境への影響を低減した。 処理場からの放流水は各種法令基準に基づいた処理水質を順守して河川に放流するため、自然環境に及ぼす影響も少ない。 なお、工事の際には低騒音・低振動・排出ガス対策型機械の使用、濁水及び土砂流出防止対策を実施し、自然環境及び居住環境に著しい悪影響を及ぼすことの無いように配慮する。							
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。						
	【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、計画の実効性が確保されている。							
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	代替案として同地区を合併浄化槽で整備したケースについて比較検討を行ったが、公共下水道事業の方が経済性の点で優位であった。 また他の要因として、国道沿いの人家が集中している区域においては敷地に余裕が無い家屋が見受けられ、合併浄化槽の埋設が物理的に困難であると想定され、実効性が低いと判断した。						
	判定	A	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。					
【理由】 代替案について経済性及び実効性について比較検討を行い、当該手段が最も妥当であると判断した。								
III 対応方針（案）								
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。							
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容								

■対象（事業完了後5年目） □対象外  
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】  
事業実施前後の処理区域内河川の水質の変化

V 事業評価監視委員会の意見

田口処理区の対応方針（案）〔事業実施〕を了承する。

VI 対応方針

事業実施